

わかやまナビゲーターズ設置要綱

(目的)

第1条 県は、県外から本県に移住を希望する者又は移住した者（以下「移住希望者等」という。）の移住後の疑問や不安を解消し、快適な「わかやま暮らし」をサポートするため、わかやまナビゲーターズ(以下「ナビゲーターズ」という。)を設置する。

(活動内容等)

第2条 ナビゲーターズの活動は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 県移住ポータルサイト及びナビゲーターズの構成員（以下「ナビゲーター」という。）が管理するSNS等で快適な「わかやま暮らし」に有益な情報を発信する。
- (2) 移住希望者等の相談事項に対して、協力及び助言等をする。
- (3) ナビゲーターが管理するSNS等で移住・定住に資する情報を発信する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な活動を実施する。

2 ナビゲーターの活動に対する報酬は、無報酬とする。

(構成員)

第3条 県は、次の各号に掲げる者をナビゲーターとして登録するものとする。

- (1) 先輩移住者や地域に根差した活動の実践者等、移住希望者等に有益な情報を提供できる者
- (2) スポーツやレクリエーション活動などの実践者等、趣味や特技を通じて積極的に移住者を受け入れることができる者
- (3) その他、県がナビゲーターとして適当であると認める者

2 ナビゲーターとして登録を受ける者は、次のいずれにも該当しない者であることとする。

- (1) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることのない者

3 ナビゲーターは、県が行う研修会や交流会に参加し、移住希望者等の受入に関しての情報及び意識の共有に努めるものとする。

(申込等)

第4条 ナビゲーターズとして登録を希望する者は、県に登録申込書(様式第1号)を提出しなければならない。

- 2 県は、前項の規定により申込のあった者のうちからナビゲーターズに登録するものとする。この場合において、県は、ナビゲーターとして登録したときは、当該申込者に登録通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 3 ナビゲーターは、登録内容に変更が生じた場合は、県に変更届(様式第3号)を提出しなければならない。
- 4 ナビゲーターは、ナビゲーターズを辞する場合は、県に辞任届(様式第4号)を提出しなければならない。

(登録の取消)

第5条 県は、ナビゲーターが次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すものとする。

- (1) 社会的信用を失墜させる行為があったとき
- (2) 登録申込書等に虚偽の申告があったとき
- (3) 別記「個人情報取扱特記事項」に反したとき
- (4) その他、県がナビゲーターとして不適切な行為があったと認めるとき

(ナビゲーターの責務)

第6条 ナビゲーターは、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、公正かつ誠実な活動に努めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年3月30日から施行する。